

○豊島区建築等請負工事成績評定基準実施細目

平成 28 年 4 月 1 日
27 豊施発第 843 号
施設管理部長 決定
平成 29 年 3 月 31 日決定
28 豊総施発第 836 号
令和 8 年 1 月 30 日決定
7 豊総施発第 666 号

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は豊島区建築等請負工事成績評定基準（平成 29 年 4 月 1 日改定。以下「評定基準」という。）第 5 条に基づき、評定基準第 3 条第 2 項に定める総括監督員、主任監督員及び担当監督員が行う請負工事（評定基準第 1 条に規定する請負工事をいう。）に対する工事成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(評定の実施)

第 2 条 総括監督員、主任監督員及び担当監督員は、請負工事ごとに、基本的な技術力と成果、技術力の発揮、創意工夫と熱意、社会的貢献及び法令遵守の各項目について、評定を行うものとする。

(主任監督員及び担当監督員の評定)

第 3 条 主任監督員及び担当監督員は、建築等工事成績評定表（第 1 号様式）及び工事成績評定項目別評定表（第 2 号様式の 1 から第 2 号様式の 8 まで、第 3 号様式から第 6 号様式まで）により評定を行うものとする。工事成績評定項目別評定表（第 2 号様式の 1 から第 2 号様式の 8 まで）は評定項目別運用表（別表）を用い評定を行う。

2 前項の工事成績評定項目別評定表（第 2 号様式の 1 から第 2 号様式の 8 まで）中「不備」の評定は、別途交付した改善指示書（第 7 号様式）により指示又は指導の結果に基づき行い、「減点評価（b）」の評定は、別途交付した改善命令書（第 8 号様式）による命令を行った事由の数により行うものとする。

3 主任監督員及び担当監督員は、第 1 項の評定の結果を総括監督員へ報告しなければならない。

(総括監督員の評定)

第 4 条 総括監督員は、前条第 3 項の報告を受けたときは、建築等工事成績評定表（第 1 号様式）及び工事成績評定項目別評定表（第 2 号様式の 1 から第 2 号様式の 8 まで、第 3 号様式から第 6 号様式まで）により主任監督員及び担当監督員の行った評定に基づき、総合的に評定を行うものとする。

(評定の結果)

第5条 前条による評定をもって、監督員が行う建築等請負工事成績評定の結果とする。

(修正事由)

第6条 総括監督員は、前条の評定結果について、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを修正することができる。

- 一 請負者に重大な法令違反等が判明した場合
- 二 工事目的物に請負者の故意又は重大な過失に基づく、隠れた「瑕疵」が判明した場合
- 三 評定の錯誤その他の理由により、評定の修正が必要であると認められる特段の事情がある場合

(修正方法等)

第7条 前条の修正は、修正事由を踏まえ第3条から第4条の規定に基づき再評定することにより行う。

(評定修正結果)

第8条 総括監督員は、前条により修正された結果を、建築等工事成績評定修正表（第9号様式）及び項目別修正評定点表（第10号様式）に記載し、これらを建築等請負工事成績評定の修正結果とする。

附則

1. この実施細目は、部長決定の日から施行し、平成29年4月1日以降に竣工検査を行う請負工事に適用する。
2. この実施細目は、令和8年4月1日以降に竣工検査を行う請負工事に適用する。

別表

評定項目別運用表

別表

様式

建築等工事成績評定表	第1号様式
工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）	第2号様式
工事成績評定項目別評定表（技術力の発揮）	第3号様式
工事成績評定項目別評定表（創意工夫と熱意）	第4号様式
工事成績評定項目別評定表（社会的貢献）	第5号様式
工事成績評定項目別評定表（法令遵守等）	第6号様式
改善指示書	第7号様式
改善命令書	第8号様式
建築等工事成績評定修正表	第9号様式
項目別修正評定点表	第10号様式